

## 概要

被災者の死亡は、業務上の事由によるものとして、不支給とした原処分を取り消した事例

## 要旨

### 1 事案の概要及び経過

被災者は、平成〇年〇月〇日仕事中に気分が悪くなり、救急車で〇病院に搬送されたが、「小脳出血」により死亡した。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、被災者の死亡は過重な労働によるものであるとして、監督署長に療養補償給付、未支給の保険給付（休業補償給付）、遺族補償一時金及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分を行った。

### 2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

- (1) 被災者は過重な労働により小脳出血を発症したものであり、業務に起因するものであり、不支給処分は理由がない。
- (2) 発症日は午後 8 時半頃に発症しているため、発症日を時間外労働時間算定の基礎に加えるべきである。
- (3) 始業時刻をタイムカードの打刻時刻ではなく就業規則に定められた始業時刻にしているが、過重負荷の判断に際しては、原則として使用者の拘束下にある時間を労働時間と見るべきである。
- (4) 前記及び休日出勤日の労働時間を 6 時間とすると発症前 1 か月の時間外労働時間は 100 時間を超え、発症前 2 か月の平均も 80 時間を超えている。発症前 5 か月前、6 か月前も 80 時間を超えている。よって業務に起因すると認められるべきである。
- (5) 発症前 7 か月前から 12 か月前についても過重な労働が認められるため、負荷要因として考慮すべきである。
- (6) 発症前の 1 週間で 5 日も深夜にわたる労働に従事している。
- (7) 平成〇年〇月〇日突発的難聴と診断されており、過重な業務で発症したとしてこれらの事情も考慮すべきである。
- (8) 発症前に交際相手に送信していたメールから過重な労働により疲労困憊な状態であったと裏付けられる。
- (9) 地方労災医員は脳動静脈奇形が先天的奇形であるとしながら、業務による過重な労働により出血しやすくなることを認めている。すなわち、過重な労働が血管壁の脆弱性を高めるとともに、脳動静脈奇形の破綻を引き起こすことを認めている。
- (10) 以上より、被災者は過重な労働により身体的不調を訴えながらも、深夜にわたる長時間労働を余儀なくされ、小脳において脳動静脈奇形の出血を発症し、不幸な転機を迎えたものである。他方、被災者には、脳血管の病変を促進させる高血圧等の基礎疾病は全くない。
- (11) よって、被災者の小脳出血を業務外とした原処分は速やかに取り消され、業務起因性が認められるべきである。

### 3 原処分庁の意見

監督署長は、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

- (1) 発症直前から前日までの間において「異常な出来事」に遭遇したとは認められない。
- (2) 発症前 1 週間について、時間外労働は 39 時間 1 分であり、継続した長時間労働が認められるが、発症前日は休日であったことや、日常業務に比較して特に過重な身体的、精神的負荷を生じさせたとは認められる仕事に従事した事実は認められず、総合的に判断すると、特に過重な業務に就労したとは認められない。
- (3) 長期間の過重労働について、時間外労働は発症前 1 か月に 87 時間 10 分認められるが、業務と発症との関連性が強いと評価できる 100 時間には至っていない。  
発症前 2 か月の 1 か月平均、3 か月平均、4 か月平均、5 か月平均、6 か月平均はいずれの期間も業務と発症との関連性が強いと評価できる 80 時間には至っていない。  
被災者は、日常的に長時間労働が認められるが、日常業務に比較して特に過重な身体的、精神的

負荷を生じさせたと認められる仕事に従事した事実は認められず、総合的に判断すると、特に過重な業務に就労したとは認められない。

- (4) 被災者には先天的に脳動静脈奇形を有しており、自然経過的に小脳出血を来した可能性が高く、本件の小脳出血は個体側要因が主因と考えられる。
- (5) 以上のことから、被災者に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められない。

#### 4 審査官の判断

- (1) 発症直前から前日までに業務に関連した異常な出来事に遭遇した事実は認められない。
- (2) 発症当日は、発症の直前まで通常業務に従事しており、発症前日は日曜日で休日が確保されている。発症直前から発症前日までの時間外労働は2.5時間と長時間労働は認められない。  
発症2～6日前は連日5時間を超える時間外労働を行っており、継続した長時間労働が認められるが、従事した業務は、いずれも通常業務であり、新規業務やこれまで経験したことのない困難な業務に従事したとする事実は認められない。  
発症前1週間の時間外労働時間数の算定にあたり、発症前々日の土曜日は就業規則や休日カレンダーで休日として定められておらず、通常の出勤日であることから、発症前1週間の時間外労働時間数は30時間15分である。  
不規則な勤務、拘束時間の長い勤務、出張、交代制勤務、著しく精神的緊張を伴う業務等は認められず、作業環境も特段の付加的要因は認められない。  
以上のことから発症前1週間に特に過重な業務に従事したとは認められない。
- (3) 発症前6か月間の時間外労働について、発症前1か月間は98時間40分、発症前2か月間が65時間11分、発症前3か月間が44時間14分、発症前4か月間が55時間22分、発症前5か月間が91時間9分、発症前6か月間が86時間23分と発症前5か月間にわたり、1か月当たり45時間を超える時間外労働が認められ、発症前3ヶ月間についても44時間14分であることから、業務と発症との関連が認められる。また、発症前1か月間の時間外労働は98時間40分と認定基準に示されているおおむね100時間であり、発症前2か月間における1か月平均は81時間55分と80時間を超えていることから、業務と発症との関連性が強いと評価できる。  
被災者の勤務実態において労働密度が特に低いと判断できる要因等は認められない。
- (4) 健康状態について、定期健康診断結果からは血圧を含め異常は認められないが、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日まで突発性難聴で通院療養している。  
請求人は、突発性難聴の発症を仕事のストレスと主張しているが、労災医員及び〇医師は原因不明の疾患であり、本件小脳出血とは関係のない疾患であるとしている。  
突発性難聴の療養後から被災者が訴えていた頭痛や胸部の痛みについては、〇医師は疲労の蓄積を疑わせる所見と考えられるとしている。
- (5) 労災医員及び〇医師は、小脳出血の診断は妥当で発症は平成〇年〇月〇日であるとしている。  
小脳出血の原因について、〇医師は脳動静脈奇形の存在が示唆される所見があると述べ、ICUサマリーで脳動静脈奇形が疑われるとの記載や、退院サマリーでも異常血管について指摘されていることから、脳動静脈奇形が存在しそこから出血した可能性が高いとしている。  
脳動静脈奇形と業務との関連について、労災医員及び〇医師は脳動静脈奇形の破裂は安静時でも起きうることでも必ずしも業務という要因がなくとも自然経過的に発症するものであるが、業務による過労で精神的・身体的に負荷を受けた場合、仕事が特に過重である場合には、血圧の上昇を招き出血しやすくなることは医学的に否定できないと述べている。  
労災医員は、労働時間が長めであったのは事実であるが業務上疾病認定要件からみて過重労働であったとまでは言い切れない。したがって業務上疾病であると判断することは困難と述べている。  
一方、労災医員及び〇医師は発症前1週間に継続した長時間労働が認められ、発症前1か月間の時間外労働はおおむね100時間に達し、発症前2か月間の時間外労働も1か月当たり81時間55分と80時間を超えているため、業務と発症との関連性が高いと評価できると述べている。
- (6) 以上のことから、恒常的な長時間労働の負荷が長時間にわたったことで、疲労の蓄積が生じて生体機能が低下し、業務中に血圧が上昇する等の血管病変により、被災者が有していたとされる脳動静脈奇形が自然経過を超えて増悪して破裂し、小脳出血を発症させたと考えるのが妥当である。
- (7) よって、本件疾病の発症は業務上の事由によるものと認められることから監督署長が請求人に対してなした不支給の処分は取り消されるべきである。